

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

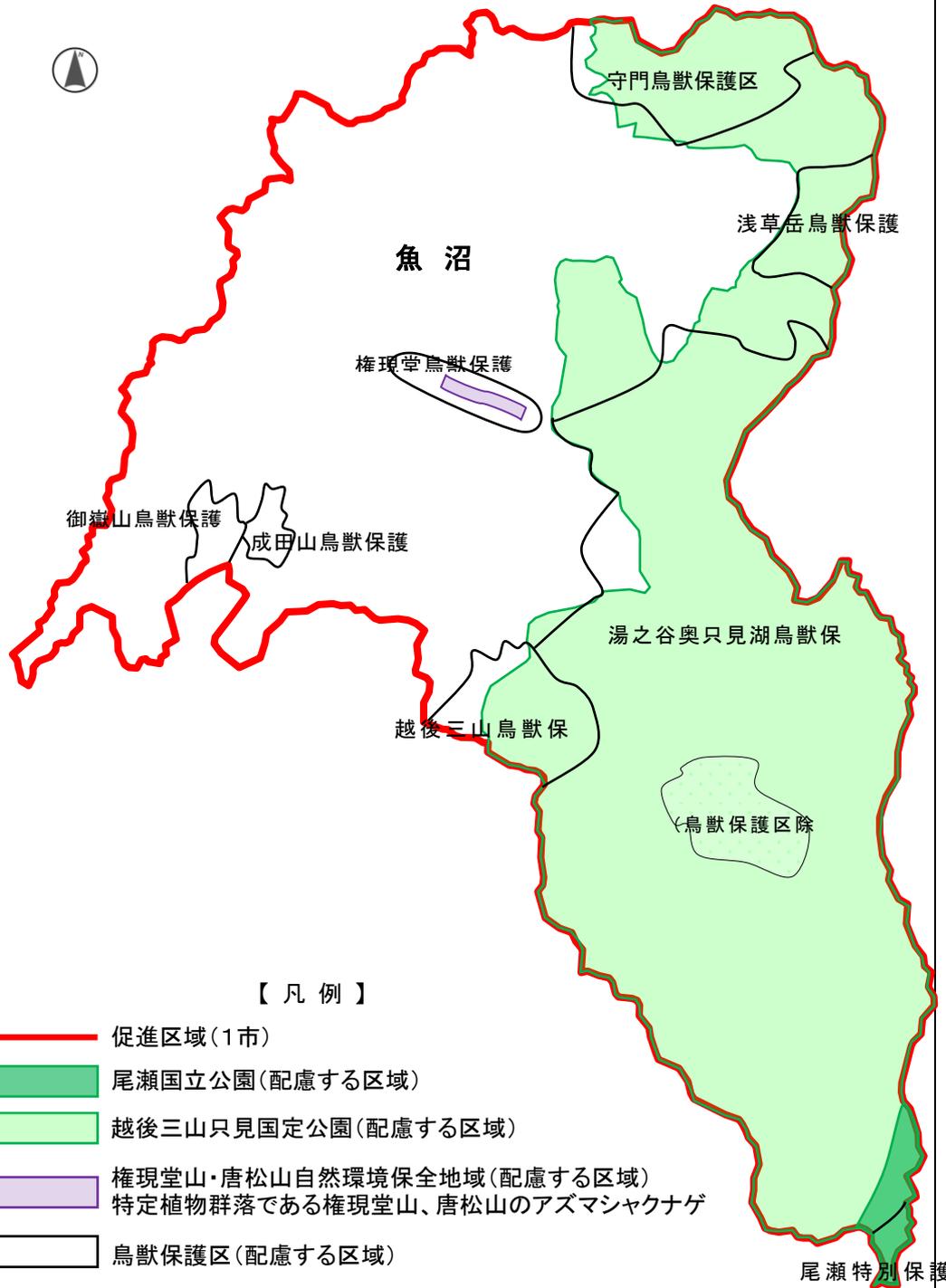
(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 4 月 1 日現在における新潟県魚沼市の行政区域とする。
概ねの面積は 9 万 4 千 7 百ヘクタール程度（魚沼市面積）である。

本区域は自然公園法に規定する尾瀬国立公園及び越後三山只見国立公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域の一部区域及び、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）は、本区域には存在しない。

促進区域図



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

魚沼市は新潟県の南東に位置し、東は福島県、南は群馬県に接している。西を魚沼丘陵、東を三国山脈に挟まれた魚沼盆地の北方にあたり、面積は 946.93 km²と新潟県全体の 7.5% を占め、本市の 85%が山林・原野という自然豊かな地域である。

本市の中心部には、鮎・ウグイ・カジカなど様々な魚が生息する魚野川、その支流である破間川、佐梨川、羽根川などの清流が流れ、それらによりうるおされた平地や段丘、扇状地などに市街地や集落が発達している。

南部には平成 19 年 8 月 30 日に誕生した尾瀬国立公園があり、新潟県側からの唯一の玄関口となっている。尾瀬国立公園の北側には、越後三山只見国定公園（昭和 48 年 5 月 15 日指定）があり、本市の山林の多くがこの公園に含まれている。

また、本市は日本有数の豪雪地帯として知られており、その雪解け水と豊かな森林を利用した日本最大級の奥只見ダムがある。毎年 6 月には、奥只見湖遊覧船で行く尾瀬魚沼ルートが開通し、季節によって移り変わる景色の中で、特に紅葉の時期は賑わいを見せている。

こうした豊かな自然と雪に育まれた本市は、魚沼産コシヒカリに代表されるように、日本有数の良質米の生産地として全国にその名を知られており、さらには昭和 20 年代から続くユリを中心とした切り花栽培の取り組みによって、現在はユリの産地として全国屈指の生産出荷額を誇っている。

本市は、日本有数の良質米の生産地でもある一方、昭和 40 年代に大手電子部品メーカーが進出したことにより、関連中小企業が操業を始めた。結果、新しい生産技術が導入され、多くの優秀な技術者が育成されたことにより、現在の産業基盤が築かれた。

産業別就業人口（平成 27 年国勢調査報告）の割合は、第 1 次産業 9.5%、第 2 次産業 33.9%、第 3 次産業 56.6%で、第 2・第 3 次産業で全体の約 9 割を占めている。

製造業の状況をみると、事業所数は 126 社、従業員数 3,100 人、製造品出荷総額は 445 億 2,567 万円で、製造品出荷額の構成比率では食料品製造業が 37.1%で最も多く、次いではん用機械器具製造業が 12.4%、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 10.7%の順となっている。従業員比率では、食料品製造業が 29.2%で最も多く、次いで電子部品・デバイス・電子回路製造業が 17.3%、はん用機械器具製造業が 11.0%の順となっている。（平成 26 年工業統計調査結果）

また、市内には農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める農工団地 8ヶ所と、都市計画法に定める工業地域 4ヶ所があり、前述の業種のほか、「生産用機械器具製造業」、「非鉄金属製造業」、「繊維工業」、「窯業、土石製品製造業」、「プラスチック製品製造業」、「業務用機械器具製造業」など多様な業種の企業が立地しており、地域産業の発展に寄与している。

本市は首都圏と新潟県を結ぶ交通の要衝に位置しており、都心から 200km 圏内にある。東京には新幹線で 90 分、高速道路で約 3 時間。新潟には新幹線で 40 分、高速道路で約 1 時間で行くことができる。

本市はかつて宿場町として栄えたこともあり、国道、県道などの幹線道路及び幹線市道の整備が進んでいる。このため、隣接県である群馬県、福島県、長野県に通じる国道 17 号、252 号、352 号の整備が進んでおり、降雪時の道路除雪や道路消雪も充実している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の約 2 割、売上高の約 2 割、付加価値額の約 4 割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。農林産物や良質な水など豊富な地域資源を背景に、雪国ならではの雪中貯蔵技術など、これまで培った技術力を独自の製品開発に活かし、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約 5 割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1 件あたり 4,100 万円（1 件あたりの目標額・県 1 事業所平均付加価値額）を創出する地域経済牽引事業を 12 件（目標件数）創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で、1.35 倍（新潟県の製造業の生産波及効果）の波及効果を与え、促進区域で 6 億 6,420 万円の付加価値を創出することを目指す。

6 億 6,420 万円は、促進区域の全産業付加価値（431 億 4400 万円）の 1.5%、製造業の付加価値額（178 億 8300 万円）の 3.7%であり地域経済に対するインパクトが大きい。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
全産業付加価値額	43,144 百万円	43,808 百万円	1.5%

平成 24 年経済センサス活動調査

(算定根拠) 4,100 万円（1 件あたりの目標額平均付加価値増加額）×1.35（経済波及効果）
× 2 件/年 × 6 年間 = 6 億 6,420 万円

過去の 1 事業所あたりの製造業の付加価値増加額実績（過去 5 年相当 = 0.03 億円）に、新法による影響分（+α 分）として、3,700 万円（基本計画 3（2）で承認要件として設定する付加価値創出額（3,700 万円）をプラスした額 = 0.41 億円を目標額として設定

$$\diamond 0.038 \text{ 億円} (152.16 \text{ 百万円} * 1 \times 2.51\% * 2) + 3,700 \text{ 万円} * 3 \approx 0.41 \text{ 億円}$$

*1 152.16 百万円：2014 年魚沼市の製造業 1 事業所あたり付加価値額 19,172 百万円 ÷ 126 事業所

*2 2.51%：2012 年 → 2014 年魚沼市製造業 1 事業所あたり付加価値増加率 152.16 (2014) / 148.43 (2012)

*3 3,700 万円：当法での承認要件

$$(3,628 \text{ 万円} (2014 \text{ 年新潟県の全産業 1 事業所あたり付加価値額}) + 72 \text{ 万円})$$

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業 件数	—	12 件	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,700 万円(新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額 3,628 万円(平成 24 年経済センサスー活動調査))を上回る見込であること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 10.3%以上増加すること

(算定根拠)

別紙記載

②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 10.3%以上増加すること

(算定根拠)

別紙記載

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3.0%以上もしくは 1 事業所あたり 1 人以上増加すること

(算定根拠)

別紙記載

④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3.0%以上増加すること

(算定根拠)

別紙記載

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域1：地図上の位置A】

大字十日町字八色原（水の郷工業団地）

（概要及び公共施設の整備状況）

概ねの面積は30ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として食品関連企業が集積しており、上越新幹線浦佐駅2.7キロ、大和スマートインターチェンジからも2.0キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

（関連計画における記載等）

魚沼市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業地とされている。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域2：地図上の位置B】

大字十日町字宮田及び西（小出南部工業団地）

（概要及び公共施設の整備状況）

概ねの面積は10ヘクタール程度である。

本区域は地域の特性として市内の主要な業種（食料品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、飲食料品卸売業、廃棄物処理業）が集積しており、上越新幹線浦佐駅4.0キロ、小出インターチェンジ4.0キロ、大和スマートインターチェンジからも4.7キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

（関連計画における記載等）

魚沼市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業地とされている。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域3：地図上の位置C】

大字田戸字上原及び大字根小屋字上原（上原工業団地）

（概要及び公共施設の整備状況）

概ねの面積は3.6ヘクタール程度である。

本区域は地域の特性として非鉄金属製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業が集積しており、堀之内インターチェンジから3.0キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

(関連計画における記載等)

魚沼市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業地とされている。
また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域4：地図上の位置D】

大字細野字上原（細野工業団地）

(概要及び公共施設の整備状況)

概ねの面積は2.7ヘクタール程度である。

本区域は地域の特性として水処理関連の企業が集積しており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

(関連計画における記載等)

魚沼市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業地とされている。
また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域5：地図上の位置E】

大字堀之内字吉水及び字品袋（品袋地区）

(概要及び公共施設の整備状況)

概ねの面積は5.0ヘクタール程度である。

本区域は地域の特性として市街地周辺部に位置する工業地域で食料品製造業、繊維工業、運輸業の企業が立地しており、堀之内インターチェンジから2.7キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

(関連計画における記載等)

魚沼市都市計画における記載：本重点促進区域は用途地域の工業地域とされている。
また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

(地図)



位置	重点促進区域
A	重点促進区域1 十日町字八色原の区域 水の郷工業団地
B	重点促進区域2 十日町字宮田及び西の区域 小出南部工業団地
C	重点促進区域3 田戸字上原及び根小屋字上原の区域 上原工業団地
D	重点促進区域4 細野字上原の区域 細野工業団地
E	重点促進区域 堀之内字吉水及び品袋の区域 品袋地区

【凡例】

- 促進区域(1市)
- 自然公園、鳥獣保護区等
配慮する区域
- 重点促進区域
- 高速道路
- 国道
- 主要地方道、県道
- JR(新幹線)
- JR(在来線)
- 主な河川

※ 重点促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び自然公園法に規定する国立公園・国定公園は含まれていない

(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域1】(水の郷工業団地)

区域の設定に当たっては、平成29年度において魚沼市が整備を進める工業団地の第2期造成工事が完成する。当該団地は良質で豊富な地下水に恵まれており既に食品製造企業が進出しており、食品製造業を中心に集積し成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

また、団地内には市営のLNG供給施設を有しており、食品製造には欠かすことのできない環境に優しいクリーンなエネルギーの供給が可能であるため当該区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域2】(小出南部工業団地)

区域の設定に当たっては、市内の主要な業種(食料品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、飲食料品卸売業、廃棄物処理業)が立地しており、異業種連携(魚沼市ものづくり振興協議会による研究会)により高付加価値製品や新たなビジネスを生み出すことが可能である。健康関連産業は、あらゆる分野で可能であり本市が有する地域資源を活用し地域経済牽引事業を重点的に促進するため当該地域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域3】(上原工業団地)

区域の設定に当たっては、産業(非鉄金属製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業)集積の状況を活かし、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため当該地域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域4】(細野工業団地)

区域の設定に当たっては、産業(水処理関連の企業)集積の状況を活かし、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため当該地域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域5】(品袋地区)

区域の設定に当たっては、市街地周辺部に位置する工業地域で食料品製造業、繊維工業、運輸業の企業があり、国道17号に隣接していることから物流拠点の強化などの地域経済牽引事業を重点的に促進するため当該地域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定

新潟県魚沼市十日町

1685-3～6、1687-3、-5～10、-12～17、1691-5、1693-1、-2、1694-1、1695-1、1696-1、1696-2、1697-1、-2、1791-2～4、-7、-8、1792-1～3、1793-1～3、-7～9、1794-1、-2、1795-1～3、1796-1、-2、1797～1801、1802-1～3、1803-1、-2、1804、1805-1～4、1806-1～4、1807-1～6、-12、-14、1815-1、1817-1、-3、1819-1、1820-1、1821-1～3、1822-1、-2、1823-1～3、1824、1825、1826-1～3、1827-1、-2、1828、1829、1830-1、-2、1831-1、-3、1832-1、1833、1834、1835-1、-2、1836-1、-2、1837-1、1838-1、1839-1、1840-1、1841-1、1842-1、1843-1、1844-1、1845-1、1846-1

新潟県魚沼市十日町

309-1、-5、-7、339-2、342-1、-5、348-1、351、352-2～8、13～18、360-2～15、-17～20、473-3、-8、-9、477-7～12、480-9、-10、481-1～3、482-3～6、483-1、493-4、494-3、-8～14、507-2、510-2

新潟県魚沼市田戸

980-1、-4、-5、-7～9、981-6、987-6

新潟県魚沼市根小屋

1006-1、2600-5、2608-1、-3～5、-8、2620-1～8、-12～16、2622-3、2829-3、-6、2830-2、-3、2832-3、2837-3、2846、2857-1、2861-1、2865-1、2903-3、-4、2904-2、-6、2907-2～4

新潟県魚沼市細野

124、144-1～3、-5、350

新潟県魚沼市吉水

2-5

新潟県魚沼市堀之内

1-7、-15、2-3、4-2、-3、5～7、8-1、-2、9-1、-2、11-1～6、12-1、-3～6、13-3、-4、14-1～4、15-3、-4、16-2、20-1～4、23-1～4、24-1～4、25-1～4、27-6～8、28-12～14、32-1～4、-6～8、38、38-1、-2、39-2、40-1、41、47-1～3、49-1、50、50-3、55-1、56-1、59-2、-5、-6、65-1、-2、66、67-1～3、68-1、-2、90-2、-4、94-5、95-3、154-1、737-1、-10、4393-2、-4、-7、-8

設定する地域は、平成29年4月1日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①魚沼産コシヒカリ、越後三山等を源とする良質な地下水等の特産物を活用した食品関連産業分野
- ②市内の主力産業である機械器具製造業や電子部品等製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③市内の食料品製造業の製造・加工、充填等に係る技術を活用した健康関連産業分野

(2) 選定の理由

- ①魚沼産コシヒカリ、越後三山等を源とする良質な地下水等の特産物を活用した食品関連産業分野

本地域は、農林産物（ブランド米「魚沼産コシヒカリ」）や越後三山から流れ出る雪解け水（硬度 11）など豊富な特産物があり、こうした特産物を利活用した食品製造業は付加価値の 12%、雇用者数の 6%を占めている。また、雪国ならではの雪中貯蔵技術を生かした高付加価値製品を製造する環境が整っている。

魚沼市の米の産出額は、26 億 7 千万円（平成 27 年度市町村別農業産出額（推計））であり、また、魚沼産コシヒカリは（一財）日本穀物検定協会が行っている米の食味試験において 28 年連続で特 A ランクで、これは全国で唯一「魚沼産コシヒカリ」だけである。そのため、市場価格で過去最高価格を記録している。

魚沼市等が進める魚沼ブランド推奨制度において、「魚沼ブランド推奨品」の認定を受けるため、各生産者が、化学肥料を抑えたり、天日乾燥させたり、雪室で貯蔵するなどして付加価値を高めている。

こうした地域の特性を活かして、魚沼産コシヒカリ、越後三山等を源とする良質な地下水等の特産物を活用した食品関連産業分野に取り組んで行く。

- ②機械器具製造業や電子部品等製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

昭和 40 年代の大手電子部品メーカー 1 社の進出により、集積回路などの電子部品の製造や、金属加工機械用部品などの機械器具の製造を行う企業が 12 社立地しており、本市の主力産業となっており、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、及び電子部品・デバイス・電子回路製造業は付加価値の 16%、雇用者数の 8%を占めている。また、超微細射出成形の製品や超微細射出成形金型の作成、切る・削る・磨く・溝入れの材料加工からもう一つ上流の材料開発などにも取り組んでいる。このように機械器具製造業や電子部品等製造業の分野を産業集積を活用し成長ものづくり分野に取り組むことにより、地域産業の活性化を図ることで大きな経済的波及効果を期待することができる。

魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、製造業の競争力の強化と企業誘致の推進を掲げており、第 4 次魚沼市地域経済活性化アクションプランにおいては、製造業の競争力強化と異業種間交流・地域間交流の促進を掲げている。

こうした地域の特性を活かして、機械器具製造業や電子部品等製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野に取り組んで行く。

③食料品製造業の製造・加工、充填等に係る技術を活用した健康関連産業分野

本市の産業は、雇用者数で見ると製造業（20%）、魚沼産コシヒカリに代表される農林業（9%）、魚沼から行く尾瀬など豊かな自然を活かした観光・サービス産業（16%）、医療・福祉（13%）など、様々な産業がバランスよく成り立っている。

既存の食料品製造業の製造・加工・充填等の技術として、例えば、パックご飯の常温賞味期限を、業界標準の概ね10ヶ月から3年6ヶ月まで長期化する技術等を生かし、また、大学等研究機関と連携することで、自宅で食べられる介護食や治療食さらに災害食にも応用できる。また、それらに材料となる食材を供給することで、あらゆる分野で取り組みが可能であり、かつ、経済・技術的波及効果が高い健康関連産業への展開とその集積が見込まれる。

新潟県では、平成18年2月より「健康ビジネス連峰政策」を推進している。平成21年10月に「新潟県健康ビジネス協議会」を発足させた。健康ビジネスの先進事例（ビジネスモデル）として本市の企業で既に、阪神淡路大震災、新潟県中越地震を教訓にした、高齢者等の災害弱者が安心して食べられる非常食や、介護食・介護用品の提供を行っている。健康ビジネス協議会の副会長を魚沼市の企業が務めるなど積極的に取り組んでいる。

こうした地域の特性を活かして、食料品製造業の製造・加工、充填等に係る技術を活用した健康関連産業分野に取り組んで行く。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援して行くためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行って行く必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置に関する条例を制定する。

②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置

活発な設備投資が実施され、かつ、収益増加（付加価値増加）への取組を促すため、一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を制定する。

③新潟県・魚沼市・ハローワーク

新潟県東京事務所内に「にいがたUターン情報センター・にいがた暮らし相談窓口」を設置し、首都圏学生・社会人を対象に新潟県内へのU・Iターン就職を促進する。

④地方創生関係施策

平成 30 年度～34 年度の地方創生推進交付金を活用し、次の施策を実施する予定

食品関連産業分野（5 (1)①）、成長ものづくり分野（5 (1)②）、健康関連産業分野（5 (1)③）において、設備投資支援、産業基盤整備等による事業環境整備や、製品・技術開発、販路開拓、生産性向上、人材育成・確保、インターンシップ、専門家派遣、産学官連携、事業継承、事業環境 P R 等の支援施策を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①魚沼市が保有するデータの公開

魚沼市が公開しているオープンデータについて、企業のニーズに合ったデータ項目の追加等を行う。

なお、オープンデータの公開に当たっては、個人情報保護法、魚沼市個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護を徹底する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①魚沼市商工観光課、新潟県産業労働観光部産業立地課が窓口となり、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係機関と協議した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①インフラの整備

国道 17 号浦佐バイパスの早期全線開通をはじめ、都市計画道路 15 路線の整備を引き続き進める。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～令和 5 年度(最終年度)	
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	9月議会に条例案提出・審議 10月条例施行、受付開始	運用	
②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置の創設	9月議会に条例提案・審議 10月施行、受付開始	運用	
③地方創生交付金の活用	検討	運用	
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①関係機関の対応	運用	運用	運用
【その他】			
①インフラの整備	整備	整備	整備

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県が設置する公設試や産業支援機関、魚沼市が提携している長岡技術科学大学、新潟国際情報大学等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、魚沼市及び新潟県では、これらの支援機関の大多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解情勢に努める。</p>
<p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①中小企業大学校</p> <p>企業の技術力向上や事業高度化につながる人材を育成するため、企業のニーズや時代に即した様々な研修やセミナーの実施</p> <p>②商工会・魚沼市ものづくり振興協議会</p> <p>若者の地域産業に対する理解と関心を高めるための取り組みとして、地元高校生等に対して出前講座やセミナー等を実施し、地元企業への就職を促進する。また、既存施設</p>

を有効に活用し人材育成のための環境整備を図る。

新事業への挑戦、ビジネスマッチング、販路開拓を求める中小企業を地域内外から招き、企業間交流会・商談会を開催することによりビジネスマッチングの機会を創出する。

③新潟県立魚沼テクノスクール

地域産業を支える人材の育成として、電気などの分野で、若年者・在職者に対し、職業訓練を実施する。また、企業に対し施設の貸出や指導員の派遣を実施し在職者の人材育成を支援する。

④新潟県工業技術総合研究所

○技術支援（技術相談、依頼試験、機器貸付、セミナー等情報提供など）

企業の技術的な課題に対する相談や情報提供、製品開発等で必要な試験・検査・分析、試験研究機器の貸付等

○研究開発（共同研究、受託研究、調査研究など）

企業との共同研究や受託研究、成長分野への参入促進に向けた調査研究等

○起業家支援

インキュベーション施設の設置、技術・経営支援等

⑤長岡技術科学大学

技術開発懇談会を実施し、共同研究やビジネスチャンスの機会を創出する。

⑥公益財団法人にいがた産業創造機構（N I C O）

設備投資、新規創業、新分野進出、経営革新、製品・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携等に対して、資金・情報ノウハウ・専門人材等の提供等により幅広い支援を実施

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県環境基本条例第3条に規定する基本理念等を踏まえて策定した新潟県環境基本計画及び魚沼市環境基本条例第3条規定する基本理念に基づき、本県の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、次のように事業特性や地域の環境特性に配慮する必要がある。

環境保全上重要な地域が促進区域に含まれているため、整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・育成に十分配慮し、希少種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、新潟県県民生活・環境部環境企画課との

調整を行ったうえで策定したものである。また、地域経済牽引事業計画を承認する際には地方環境事務所と調整を図ることとする。

① 新潟県及び魚沼市は、企業の事業活動に伴う生活環境への影響を軽減するため、関係機関と連携を図りながら、環境への汚染物質の排出や騒音、振動、悪臭の発生等に関して助言・指導を行うなど、集積区域における環境負荷低減に向けた取り組みを促進し、地域環境保全に十分な配慮を行う。

また、促進区域の産業活動によって発生する廃棄物の減量化と有効利用を推進するとともに、エネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など地球環境の保全への配慮を促す。水の郷工業団地内には、環境に優しくクリーンエネルギーであるLNG施設を市営で有し、冷暖房やコージェネレーションシステムに利用できるよう環境負荷にも配慮している。

なお、市営工業団地等へ新たに立地する企業に対しては、魚沼市と公害防止協定を締結し、公害防止のための施設の設置等、十分な防止対策に取り組むよう求めていく。

② 事業者は、必要な環境保全措置を講ずるとともに、必要に応じて環境保全についての住民説明会や工場内の視察受入れを行い、住民との相互理解を十分図っていく。

(2) 安全な住民生活の保全

魚沼市では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「魚沼市地域安全の推進に関する条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取り組みを推進している。

企業立地を始めとする様々な事業活動にあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要であり、当該条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

・防犯施設の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置等

・防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等

・従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力

・交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等

交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等

・不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における旅券等による当該外国人の就労資格の確認等

・地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治体等への事前説明や意見聴取等

・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年度、KPIなど実績について、新潟県と魚沼市で取りまとめ、魚沼市地域経済活性化協議会に報告するとともに、効果検証を実施し、計画の実効性を高めて行く。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

現時点では該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。